

未来へ

つなごう。景観まちづくり。

景観計画・景観条例を策定・制定しました



▲多様で美しく、自然・歴史・文化に育まれた福津の景観
 (右上)勝浦海岸 (右下)JR福岡駅さいごう口 (中央下)宮地浜の松林
 (左上)新原・奴山古墳群 (左下)津屋崎千軒

良好な景観形成の実現が目的

福津市景観計画は、景観法の施行と地域住民の意向を踏まえ、福津らしい良好な景観の保全・形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方や基本方針、景観形成基準などを明らかにしています。そして、住民・事業者・行政の共働による良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進することで、その実現を図ることを目的としています。

これにあたり、計画では今後の市民主導による景観まちづくりへの円滑な展開を見据え、生活者である市民の暮らしの社会基盤施設としての「フットパス」に焦点を当て策定しています。

良好な景観形成は地域の愛着、誇り、文化を育む

市の豊かな自然や歴史的なたたずまいなどの魅力を掘り起こし保全すること、美しく調和のとれた町並みづくりなどの景観形成を進

めることは、市民の地域に対する愛着や誇り、文化を育むことにつながります。そして、景観形成によって創造される身近な緑や水辺、美しい町並みや歴史的な景観は、ゆとりや潤いのある生活環境をもたらします。

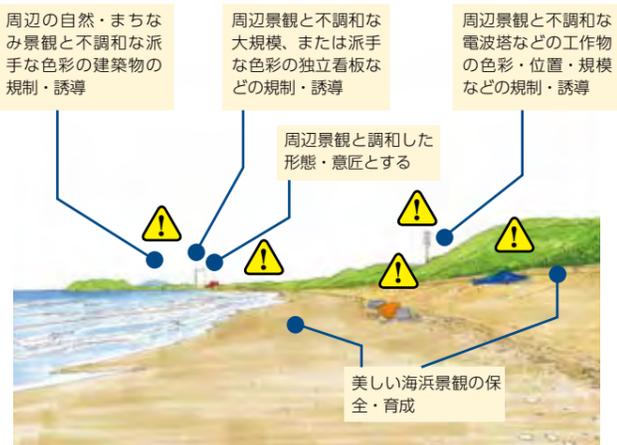
また、個別の観光資源のみならず市全体で景観形成を図ることによって、市の魅力を向上させ、人々の「訪ねてよかった」という共感を呼び、観光や交流を促進することが期待されます。さらに景観づくりの取り組みを

通じて、コミュニティの形成や市民活動の活性化なども期待されます。

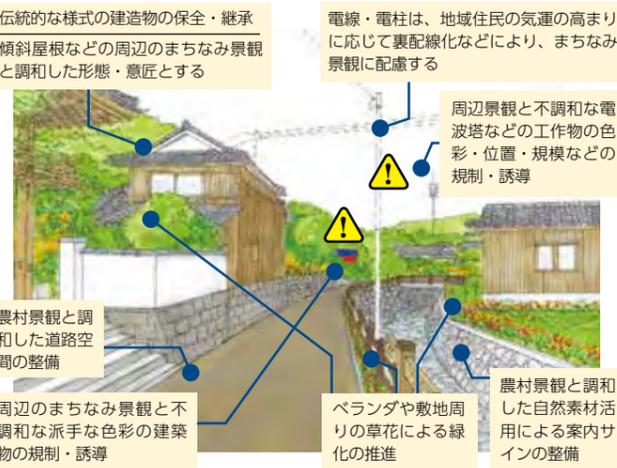
福津の景観は自然や歴史、文化の上に構成

福津の景観は、主に「自然」「歴史・文化」「まちなみ」の3つに分類でき、これらの要素がさまざまに混ざり合って独特の景観を生み出しています。市景観計画では、これらを景観特性に応じて市内を10の景観エリア(海岸・松林エリア、津

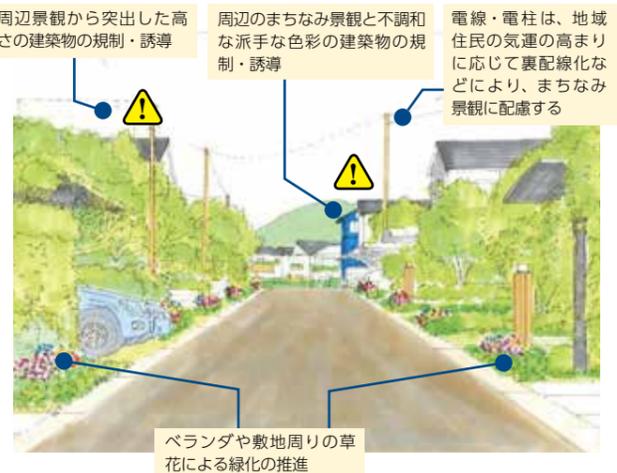
景観形成方針の例(海岸)



景観形成方針の例(集落)



景観形成方針の例(市街地)



景観審議会の委員を募集します

市では、市民の皆さんとの連携・共働によるまちづくりを推進し、より多くの皆さんに今後の景観まちづくりに関する意見をいただくため、景観審議会の委員を募集します。奮って応募ください。

委嘱期間 2年以内

主な審議内容 景観計画の変更に係る審議、景観施策の進行状況の確認など

応募資格 市に在住または在勤している20歳以上の人

募集人数 3人以内(応募多数のときは選考し、応募者全員に結果を通知します)

応募方法 400字詰め原稿用紙2枚程度の小論文に、住所、氏名、性別、生年月日、電話番号を明記の上、提出してください。

論文テーマ 福津市のこれからの景観まちづくりについて

開催頻度 年3回程度

託児 あり。1人300円(生後6カ月以上未就学児に限ります)

報酬 会議1回につき4,800円

応募期限 5月23日(金) 17:00必着

※郵便の場合は当日消印有効

論文提出先

〒811-3293(住所不要)

福津市役所総務課(福岡庁舎)

☎43・8196

問い合わせ

市都市計画課(津屋崎庁舎)

☎52・4965

為などに関する届け出義務を設けています。

市内で一定規模以上の建築物や工作物の新築や改築、また開発行為などを行うとする市民や事業者は、その行為の前に市へ届出を行う必要があります。景観形成基準に適合した行為であることの確認が求められることとなります。

具体例としては、

- 建築物の屋根の素材・形状・色彩は、歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、色彩基準に基づいたものとする
- 開発行為は、のり面、擁壁はできる限り生じないよう努めること

やむを得ない場合は、緑化などによる修景に努めること

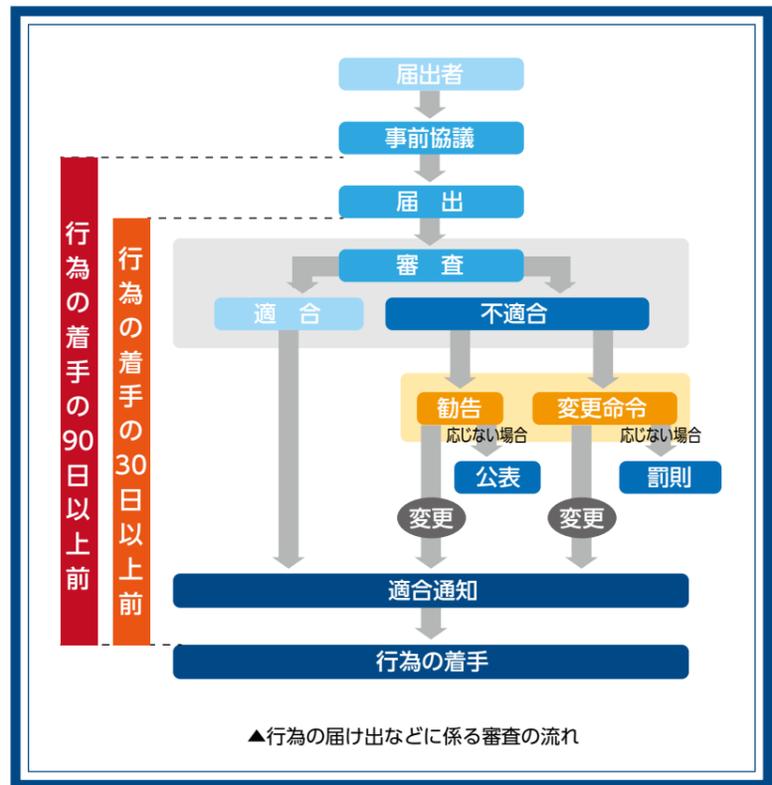
などがあります。詳しくは市都市計画課まで問い合わせるか、市公

式ホームページをご覧ください。

市民の皆さんと共働し、第三者機関などと共に推進します

市景観計画と景観条例では、市民・事業者・行政それぞれの責務を掲げ、共働体制を確立することとしています。これは、景観まちづくりを推進するためにはお互いの責務を理解し、それぞれの立場での自主的活動や相互に連携することが大変重要であるからです。

また、良好な景観形成に必要な有識者・市民による第三者機関「景観審議会」や専門家組織「景観アドバイザー」を設け、計画の変更や重要案件などの審議・答申や個別案件の相談・助言などを行っていきます。



屋崎干潟エリア、住宅地エリアなどに設定し、市の景観特性と価値を明らかにしました。

フットパスが高める 福津景観の魅力

これまでの市の顔となる場所の景観づくりに加えて、市民の考える大事な景観である「身近な生活景観」を大切にしたい。景観づくりを進めるため、市景観計画ではフットパスに着目しました。

フットパスとは、日常は主として地域住民が利用する生活道路のこと、いわば「暮らしの小径」とも呼べるものです。

地域住民が日常的に利用するフットパスは「身近な生活景観」を見るための良好な視点場となると同時に、主に地域の人たちが利用するため、地域住民の交流の場所となります。

市景観計画では、市の骨格となる主要道路など(景観軸)に加えて、景観まちづくり会議で出された「歩きたい・歩かせたい道」を土台に、地域住民が景観を楽しみながら日常的に利用する生活道路などをフットパスとして設定しました。今後は、主な公共施設を結節点とした、来訪者もフットパスを楽しめる関係(フットパスネットワーク)

ワーク)を形成していきます。

対象は市内全域 特に重要な地域も定める

市には美しい自然景観や歴史景観、街並み景観など多様な多彩な景観が全域にわたって広がっています。これらの多彩な景観の連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、市全域(地先の公有水面を含む)を景観計画の範囲としています。

また、景観ごとの特徴や特性に応じ、それぞれの景観ごとに、あるべき姿を描いた方針(景観形成方針)を定めています。

さらに、福津の景観形成上、特に重要な地区として4つの景観重点区域(福岡駅東区域、津屋崎千軒区域、新原・奴山古墳群眺望区域1、新原・奴山古墳群眺望区域2)を設定しています。

良好な景観形成のための 建築行為などに制限を設けます

良好な福津景観の保全・育成・創造のため、市景観計画では区域などに応じた建築などに関する基準(景観形成基準)と、景観に大きな影響を与えると考えられる建築行

景観形成基準の具体例

- ▶ 主要な眺望点からの眺望を確保できるように位置を工夫した例
- ▶ 周辺との調和に配慮し、修景を施した設備の例
- ▶ 稜線を阻害しないように高さを抑えた例
- ▶ 物件の堆積や貯蔵の配置イメージ

